

豊中市
若者自立支援計画
～改訂版～

令和 5 年度（2023 年度）事業報告書

令和 7 年（2025 年）1 月

豊中市

は じ め に

本市では、平成 30 年(2018 年)3 月に、子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた取組みをすすめるために「豊中市若者自立支援計画」を策定し、子ども・若者支援協議会の構成団体や関係支援機関等と連携しながら若者の健やかな成長と自立に向けた取組みをすすめてきました。また、令和 4 年(2022 年)3 月に社会状況の変化や各施策の進捗状況等を検証し、改訂版を策定しました。

本計画は、「子ども・若者が自らの心・身体を守ることができる力の育成」、「子ども・若者の生涯を見通した重層的な支援ネットワークの構築」、「子ども・若者を地域で支える仕組み・居場所づくりと社会参加の推進」、「支援の拠点整備と多様な担い手の育成及び担い手の活躍の場づくり」、「非行や薬物乱用等の防止と自立・立ち直りの支援」を施策の柱に掲げ、子ども・若者支援の充実に取り組むものです。

本計画では、進捗状況を定期的に把握し、成果と課題を検証しながら、社会情勢の変化に対応した実効性のある計画の推進をはかることとしており、年度毎に実施状況を確認し、その結果を踏まえ、計画推進における事業の見直しを実施するために本報告書を作成しました。

市民や関係者のみなさまには、本市の子ども・若者支援の推進のために本報告書をご覧ください、ご活用いただきますようお願いいたします。

令和 7 年（2025 年）1 月

— 目 次 —

I. 若者自立支援計画について	
1. 計画の位置づけ	・・・ 1
2. 基本理念	・・・ 1
3. 施策の方向性	・・・ 2
II. 事業の実施状況について	
施策の柱①	・・・ 4
施策の柱②	・・・ 9
施策の柱③	・・・ 15
施策の柱④	・・・ 21
施策の柱⑤	・・・ 25
III. 評価指標の実績について	・・・ 26
IV. 令和 5 年度の総括について	・・・ 27

I. 若者自立支援計画について

1. 計画の位置づけ

この計画は、「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に基づく市町村子ども・若者計画であり、国の「子供・若者育成支援推進大綱」及び「大阪府子ども総合計画」を勘案して策定しています。

子どもの健やかな育成については「豊中市子育て・子育て支援行動計画 子どもすこやか育みプラン・とよなか」及び「豊中市教育振興計画」と連携を図り推進することとし、本計画では、主に10歳代の青少年から30歳代の社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者への支援を中心としながら、学校から社会に移行する期間を支える仕組みや困難な状況に直面する前の予防的な観点の対応等についても定めるものです。

2. 基本理念

本計画では、これまでの青少年行政の取組みを基礎としながら、主に10歳代の青少年から30歳代の社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者への支援を中心に取り組むことから、「青少年健全育成都市宣言文」を基本理念とします。

青少年健全育成都市宣言

青少年がすこやかにたくましく成長することは、市民すべての願いです。

私たちは、次代を担う青少年一人ひとりが真理と平和を求め、互いの人格を尊重し、自己の役割と責任を自覚し、希望に満ちた明るい未来を築く人間に育つことを期待します。

そのためにすべての市民は、多くの困難にうちかち正しく強く生きぬく力を持った青少年を育てなければなりません。

ここに豊中市は、意義ある国際青年年にあたり、青少年が未来に向かって限りなく伸びていくことを希求して「青少年健全育成都市」を宣言します。

昭和60年（1985年）10月9日 豊中市

3. 施策の方向性

基本方針

- ① 予防的及び成長・発達の機会を提供する観点から、小学生から系統的に、生活・社会・職業的自立を視野に入れた取組みを行います。
- ② 学生から社会人への移行期を支援する取組みを行います。
- ③ 自立の途中でつまずいても、再度の進路選択や再チャレンジを支援します。
- ④ 虐待、DV、非行や犯罪など、既に支援体制が機能している機関等との連携を密にし、生活・社会・職業的自立を支援します。

施策の柱と主な方向

施策の柱① 子ども・若者が自らの心・身体を守ることができる力の育成

【施策の方向】

- ・ 自己肯定感や規範意識の育成に向けた取組み
- ・ 基本的な生活習慣の習得及び習得を支援する環境の整備
- ・ 子ども・若者が健康についての知識、問題に直面したときに SOS を出せる力の獲得及び支援する環境づくり

施策の柱② 子ども・若者の生涯を見通した重層的な支援ネットワークの構築

【施策の方向】

- ・ 若者支援協議会のネットワークを活用した多機関・多職種による包括的な支援体制の充実
- ・ 制度の切れ目等による支援が途切れないようにするための連携強化
- ・ 相談窓口の周知

施策の柱③ 子ども・若者を地域で支える仕組み・居場所づくりと社会参加の推進

【施策の方向】

- ・ 再度の進路選択や基礎学力の習得ができる機会の提供
- ・ 生活習慣の改善、地域活動等への社会参加、コミュニケーション能力の育成、集団生活訓練、就労支援、職業紹介等個々の状況に応じた段階的な支援による再チャレンジ機会の創出
- ・ 必要な情報を届ける手法の検討、地域の中での支援のつなぎ手の育成

施策の柱④ 支援の拠点整備と多様な担い手の育成及び担い手の活躍の場づくり

【施策の方向】

- ・ 包括的かつ段階的な支援のプログラムを組み立てるとともに、支援経過を見守る拠点となる総合相談窓口の充実
- ・ 健全育成と支援育成の混在的な事業の実施を可能とする仕組みづくりについての検討
- ・ 主体的に自らのキャリアを切り拓いていけるよう成長を促す仕組みづくり
- ・ 専門性をもった支援者を育成するとともに、活躍できる仕組みづくり

施策の柱⑤ 非行や薬物乱用等の防止と自立・立ち直りの支援

【施策の方向】

- ・ インターネットや携帯電話等の正しい利用方法、性や喫煙、薬物、虐待等に関する教育や広報啓発活動など依存や被害の未然防止の取組み
- ・ 薬物乱用、虐待、DV、消費生活等について専門的な相談・支援機関やネットワークとの連携強化
- ・ 再発防止にむけて当事者の潜在的な成長力を活かすために当事者中心の自助グループ活動などへの支援や連携

Ⅱ. 事業の実施状況について

令和 5 年度(2023 年度)における特徴的な取組みを以下にまとめました。

施策の柱① 子ども・若者が自らの心・身体を守ることができる力の育成

<めざすべき姿>

子ども・若者の健やかな成長と自立に向けて必要な力を習得することができる環境が整備されている。

令和 5 年度(2023 年度)取組み状況

本施策については既に「こどもすこやか育みプラン・とよなか」及び「豊中市教育振興計画」において既に実施されており、既存事業と連携しながら取り組むこととしております。

<豊中市子育て・子育て支援行動計画 こどもすこやか育みプラン・とよなか>

社会での多様な人との関わりや様々な体験を通して、基本的な生活習慣、自分を大切にする気持ちや他者への思いやり、個性や創造力、そして自ら考え、主体的に判断して行動する力などを養いながら、人とつながり、未来を切り拓く力を身につけることができるよう取り組んでいます。

<豊中市教育振興計画>

次代を担う子どもたちが、互いの人権を尊重し、ともに助け合いながら、平和な未来と自らの将来を切り拓いていくことでできる力を身につけることができるよう取り組んでいます。

○家庭教育支援の推進

家庭教育支援事業（学び育ち支援課）

家庭教育支援事業では、命の大切さや親になることの責任について考える取組みを行っています。令和 5 年度(2023 年度)は、「明日の親のための講座」を小学校や高等学校等で実施しました。

- ・講座回数 全 20 回
- ・参加人数 677 名

○子ども・若者の健やかな成長、自立に向けた教育の機会を充実

ライフデザイン支援事業（こども政策課）

ライフデザイン支援出前講座

子ども・若者を対象として、自分の将来を具体的にイメージし、仕事と生活の調和について考えてもらい、前向きな意識を醸成するためライフデザイン支援出前講座を実施。令和 5 年度は、市内の高校と連携し、働くこと、結婚、妊娠・出産、育児等に係る必要な知識や情報を総合的に習得するとともに、将来について主体的に考える機会を提供しました。

- ・講座回数 市内の府立高校 3 校で延べ 4 回
- ・参加人数 延べ 731 人

ライフデザインBOOK

高校生等の主に若い世代が希望を持って、働くこと、結婚、妊娠・出産、育児等を含めた将来のライフデザインを描くことができるよう、将来について考える機会を提供する啓発冊子を制作し、令和 6 年（2024 年）3 月に発行しました。

ライフデザイン BOOK の作成にあたっては、市内の高校生に座談会に参加いただき、高校生から出た将来に対する考えや意見を取り入れました。



高校生軽音楽フェスティバル（魅力文化創造課）

市内高校の軽音楽系クラブの活動成果を発表する場として、軽音楽系に所属する生徒達による野外ライブを行いました。

- ・令和 5 年(2023 年)11 月 5 日（日）14 時～17 時
- ・出演人数 63 人
- ・グループ数 13 組

高校生パフォーマンスフェスタ（青少年交流文化館いぶき）

ダンス部や文化系クラブに取り組む高校生世代による実行委員会が企画検討から当日の運営までを担うパフォーマンス発表会を実施しました。制作過程を通じて青少年の主体性や協調性を育みました。

- ・出演人数 310 人

青少年自然の家主催事業（社会教育課）

指定管理者NPO法人豊中市青少年野外活動協会が、各種野外活動や創作活動および自然とのふれあいを体験してもらうことを目的に小・中学生やその家族を対象にオープン事業・野外活動事業・里山事業等を実施しました。

- ・小学生対象の日帰り・宿泊自然体験事業等 18 事業
- ・参加人数 延べ 1,568 人

○子ども・若者の自殺予防対策として関係機関と連携した周知の実施

思春期のころ（ミュージック編・ガイドブック編）（医療支援課）

思春期のうつ病・自殺対策として、思春期の子どもたち自身がこころの状態に気づくこと、援助希求行動の促進を目的に実施しています。

ミュージック編：

自己肯定感の低い若者等が、一人ひとり大切な存在であり、問題や悩みを抱えても一人で抱え込まず、誰かに相談すれば解決できることを啓発するため、中学生を対象に子ども達のこころに届くようミニ講座とミニライブを実施しました。アンケート結果で実施前後を比較すると、「相談しようと思う」と答えた子ども達が約 16%増えました。

- ・実施回数 3 校
- ・参加人数 1,119 人

ガイドブック編：

こころやストレス、精神疾患の早期発見につながる知識や情報をまとめたガイドブックについて、授業 1 コマで中学校教職員がメンタルヘルス教育を実施できるように指導要領・指導案とセットで、希望中学校に配布しています。

- ・実施回数 5 校
- ・配布数 2,730 部



相談窓口啓発カードの配布（医療支援課）

若者層の自殺対策として、中学生を対象に「思春期のころ（ミュージック編・ガイドブック編）」開催時やその他様々な機会を活用し、全生徒へ相談窓口を掲載したカードを配布し、援助希求行動につなげました。

- ・配布数 11,311 枚



豊中市	電話番号	受付時間
24時間緊急相談ダイヤル（※24時間）	0120-078310	24時間 365日 朝～18時
子ども相談ダイヤル（※24時間）	0120-7285-25	24時間 365日 朝～18時
子ども相談ダイヤル（※24時間）	0120-307-874	24時間 365日 朝～18時
子ども相談ダイヤル（※24時間）	06-6902-5172	24時間 365日 朝～18時
子どものこころの相談窓口（※24時間）	06-6507-7361	月～金（祝日・年末年始除く） 9:30～17:30 朝～18時
わかばダイヤル（※24時間）	06-6507-8814	月～金（祝日・年末年始除く） 9:30～17:30 朝～18時
一般の相談先		
電話番号	受付時間	
豊中市のちの電話	06-6309-1121	24時間 365日
豊中市保健所 子どもの相談窓口	06-6152-7315	月～金（祝日・年末年始除く） 9:00～17:30

○成年年齢引下げにともなう消費者教育に関する周知啓発

学校における消費者教育（くらし支援課）

民法改正による成年年齢引き下げに伴い、若者世代の消費者被害の増加が懸念されることから、成年、未成年の契約に関する違いや若者世代に多いトラブル事例について、高校生世代がトラブルに巻き込まれないよう出前講座を行いました。また、市内の小学生、中学生を対象に消費者としての知識の普及啓発及び消費者被害の未然防止を図るため、インターネットトラブルなどの消費者問題等の出前教室を行いました。

- ・講座回数 43 回
- ・受講者数 2,242 人



○ヤングケアラーに関する支援策の検討

ヤングケアラー専用相談窓口の設置（こども安心課）

令和4年(2022年)4月にヤングケアラー専用相談窓口を開設し、令和5年度(2023年度)は11件(相談経路：市関係部局、学校、福祉、医療など関係機関)の相談支援を行いました。支援の中で、こども支援課が創設した子育て世帯訪問支援事業を活用し、ヤングケアラー本人や保護者の負担軽減を行いました。

子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)を活用して、多分野の関係機関と個人情報共有や支援内容等の協議を行うとともに、「ヤングケアラー支援運営会議」を活用して外部有識者から個々の支援方針等に助言・意見をいただきました。

また、職員等の支援力向上・他機関連携強化に向けて「ヤングケアラーと家族を支えるために～伴走型支援のあり方と実践について～」と題した講演とパネルディスカッション(こども支援課と共催)を行いました。



○児童・生徒の不登校等の状況についての対策の検討、必要な支援

豊中市スクールソーシャルワーカー活用事業（児童生徒課）

不登校・虐待など児童生徒のさまざまな課題に対応するため、社会福祉に関して高度な専門的知識を有し、相談支援活動経験のある人材を、スクールソーシャルワーカー（SSW）として全小学校及び義務教育学校に配置を行い長期欠席・不登校の児童・生徒に関する情報を迅速に把握・分析するとともに、学校からの聞き取りを行い、状況に応じた援助につなげました。

- ・配置数 市内全 38 小学校及び 1 義務教育学校

○子ども・若者の社会参加及び意見表明の機会の拡充への取組み

子どもの社会参加の促進（こども政策課）

豊中市子ども健やか育み条例に基づき実施する施策等について、子どもの意見表明や体験機会の提供など、子どもの社会参加に関する取組みを推進しており、令和 5 年度(2023 年度)は 41 の事業を実施しました。

その中の取組みの 1 つである子どもヒアリングでは、市が実施する子育て・子育て支援に関する施策について、子ども自身への意見聴取を行い、表明された子どもの意見を施策に反映するよう努めています。

- ・令和 5 年度ヒアリング実施件数 市内の小学校 2 校、中学校 3 校、高校 3 校 計 74 人

学生・若者の市民公益活動への参加促進（コミュニティ政策課）

高校生大学生年齢の若手ボランティアへの市民公益活動に関する情報提供などにより、子ども・若者が社会参画できる機会づくりに取り組みました。

- ・実施回数 8 回
- ・参加人数 385 人

施策の柱② 子ども・若者の生涯を見通した重層的な支援ネットワークの構築

<めざすべき姿>

社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者が個々の状況に応じた適切な支援を受けることができる。

令和 5 年度（2023 年度）の取組み状況

○若者支援総合相談窓口の充実

豊中市子ども若者支援協議会（くらし支援課）

多機関・多職種による包括的な支援ネットワークを作り、多様で重層的な課題を有する若者への支援を行います。また、長期にわたる支援を効果的に実施する体制を構築するため、豊中市子ども・若者支援協議会の構成機関であり主に若者の就労支援を実施している「とよの地域若者サポートステーション（受託団体；一般社団法人キャリアブリッジ）」を協議会の指定支援機関(*1)に指定しています。また、複数の機関が連携して支援にあたる場合には、協議会の調整機関(*2)であるくらし支援課が機関相互の連絡調整を行いました。

・開催回数 合同会議 1 回 研修会 1 回

若者支援総合相談窓口（くらし支援課、青少年交流文化館いぶき）

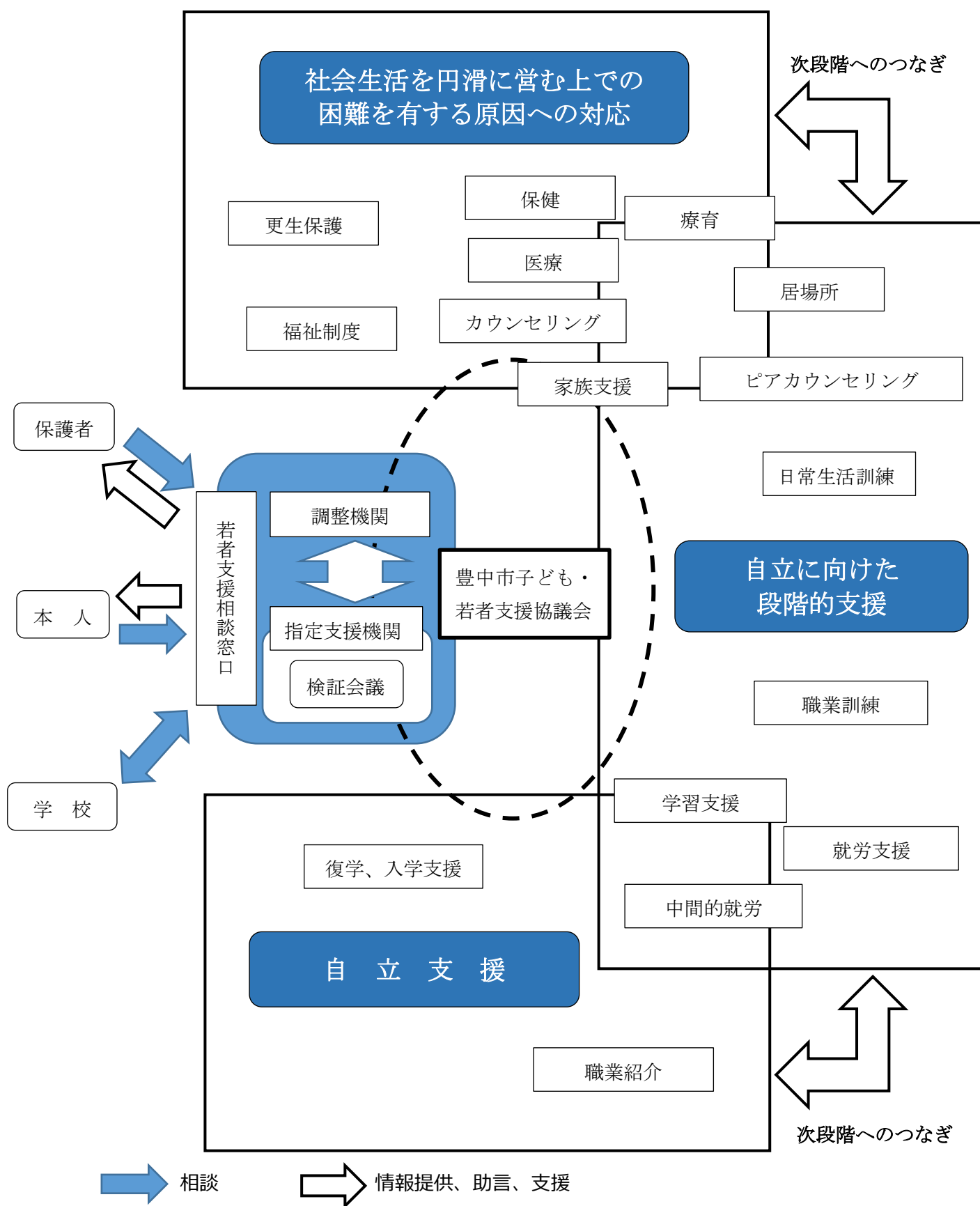
若者支援総合相談窓口では、困難を有する若者やその家族、学校、支援者等からの相談を受け、課題の解決や生きづらさの軽減のための支援プログラムの策定や支援経過のモニタリングを行いながら、相談者に寄り添った支援を実施しています。

また、ひきこもり状態の若者に対する訪問支援や居場所事業を実施するとともに、複合的な課題を有する相談者に対しては、関係支援機関との連携や、回復状況に応じて段階的に支援方針を見直すなど、支援全般のコーディネートを行っています。

・新規相談件数 124 件、延べ相談件数 725 件

*1 指定支援機関とは、子ども・若者育成支援推進法第 22 条に基づく若者支援協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす機関。

*2 調整機関とは、子ども・若者育成支援推進法第 21 条に基づく若者支援協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行う機関。



(件)

	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
相談件数	55	53	52	83	105	122	112	123	102	124

○登録時の年代

年 代	人 数
10 代前半	0
10 代後半	53
20 代前半	35
20 代後半	14
30 代前半	14
30 代後半	4
不明	4
合計	124

性 別	人 数
男 性	78
女 性	44
不 明	2
合 計	124

○相談内容

項目	人数
ひきこもり	34
就労	46
転職	6
就労継続	2
復職相談	1
アルバイト	19
進路	32
不登校	24
学校定着	19
復学	4
家族問題	14
経済問題	3
対人関係	25
非行	1
障害	15
メンタル	23
合計	268



中絶したいけど
孕みたくない

友達に相談したいけど
誰に相談したらいい?

誰かに頼んで
産みたい

子どもが不要。
どう産みたいらない?

バセキが
続かない



これからのこと、相談しよう

豊中市若者支援総合相談窓口

臨床心理士など専門の職員が、ひとりひとりの特性や状況に寄り添い、次のステップへ
移行をサポートします。不変性・ひとりごと・コミュニケーションや人間関係の不安・迷惘
や気分・不安定な子どもとの関わりなど、幅広くご相談にのっています。

まずはお電話ください

☎ 06-6866-3032

対象は？

豊中市内に在住・在学・通勤の方で、15-30歳代までの方
またそのご家族の方が対象です。

**相談したい
人かどうか**

情報は非公開で電話で受け付けています。(欠・休・病、緊急・年末年始を除く)
【※】予約専用アドレス info@corner-birdie.net からご予約ください。
【電話】06-6866-3032（受付時間 11:45-18:00）

ご相談事例

Aさん / 19歳 匿名希望

高校中退の高校2年生。中絶、妊娠未
産や中絶後の人生を悩んでいます。
金銭的にも、親と関係が険悪です。
サポートを希望。
通学距離から大学を希望。
母子相談科へ。
母子相談科へ。

Bさん / 27歳 匿名希望

母との関係、心身ともに不安定。
もう生まけていないと伝え、
妊娠を中止して産後ケアを希望する。
育休取得が希望です。
サポートと産後ケア、
産後ケア、産後ケア。

Cさん / 35歳 匿名希望

不妊治療に3年ほどかかっています。
妊娠成功が1年ほどかかるとい
ふコミュニケーションが困難。
産後のケアも不安定。
トレーニングなども、医師
に相談してケアしたい。

※以上より具体的な相談内容やサポートの方向性、相談内容、
相談の回数、費用は相談内容によって大きく変わります。

相談長からひとこと



うまく話せなくても、あなたが
わからないことも、参加なくても、
大丈夫。小さな一歩の積み重ねです。

まずは情報集めがじくじお話を
聞きます。そこから自分の方向性
を一緒に決めていきますよ。



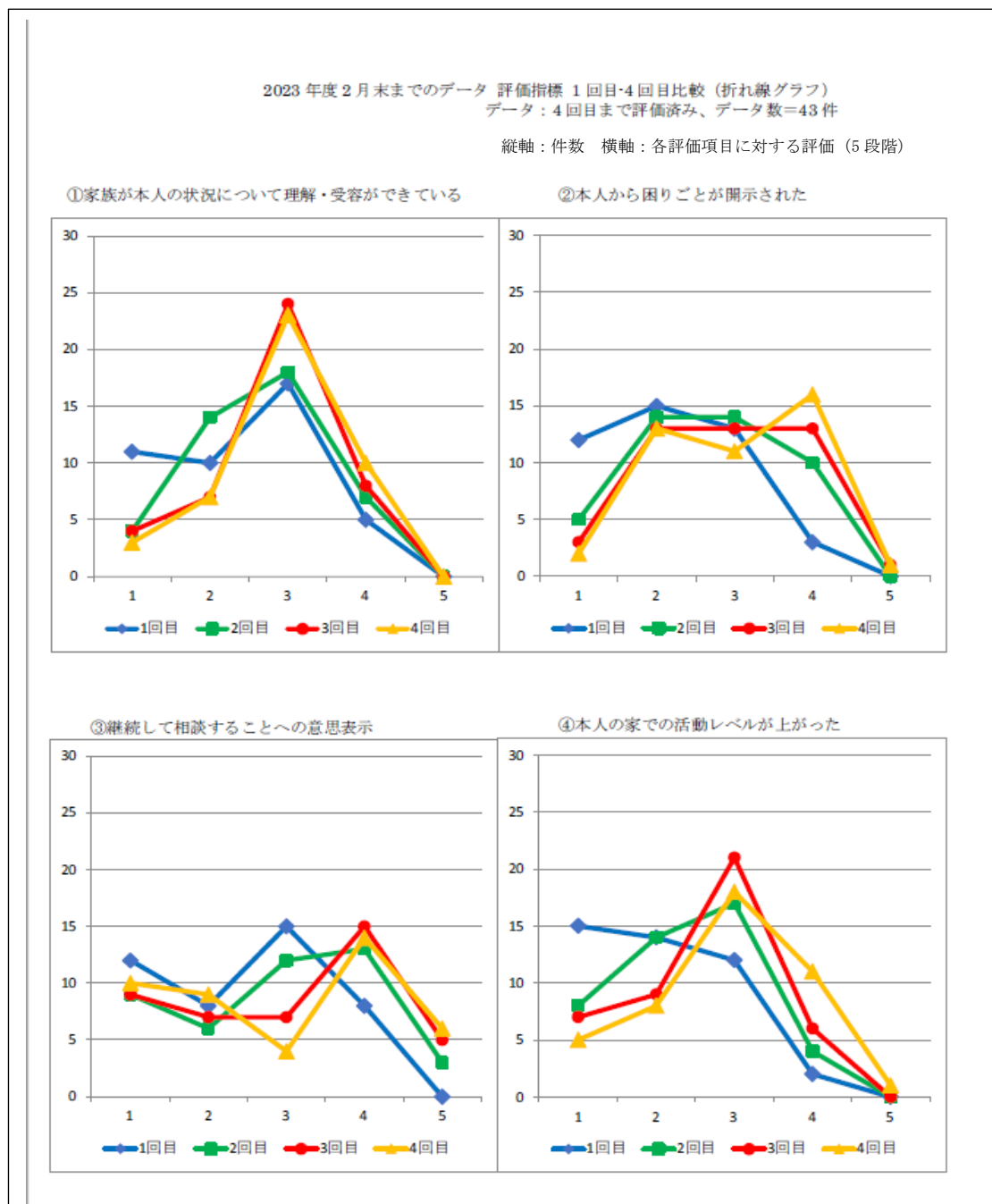
豊中市若者支援総合相談窓口、豊中市若者支援総合相談窓口から委託を受け、一般社団法人キャリアアライアンス運営しています。

○若者支援総合相談窓口における効果測定の試行実施

相談者の困りごとの解消につながった段階的な状況改善等の内容を成果として設定し、一定期間毎にその兆しとなる変化（成果指標）の有無を確認し見える化（数値化）することで改善状況を確認しました。

相談者の小さな変化を含めた支援の効果として8つの成果指標を設定、計測を行いました。結果をみると、相談回数を重ねるごとに状況改善していることが確認できました。

今後は、不登校やひきこもり状態の相談ケースを中心に、継続的にデータを取得し、効果の高かった支援内容の確認、検証を行いながら支援の質向上に向けて取り組みます。

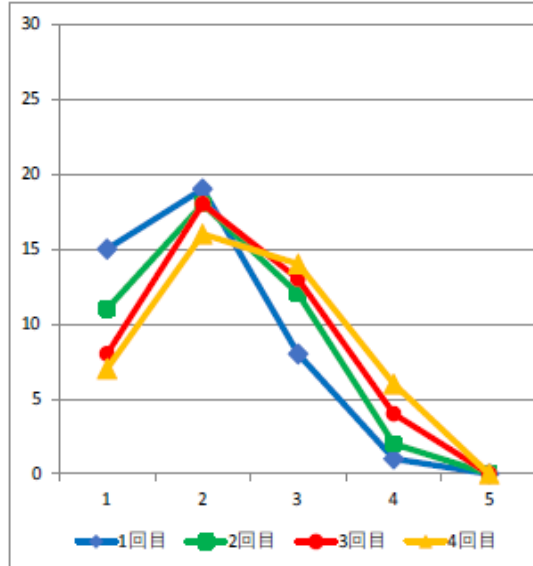


2023 年度 2 月 末までのデータ 評価指標 1 回目・4 回目比較 (折れ線グラフ)

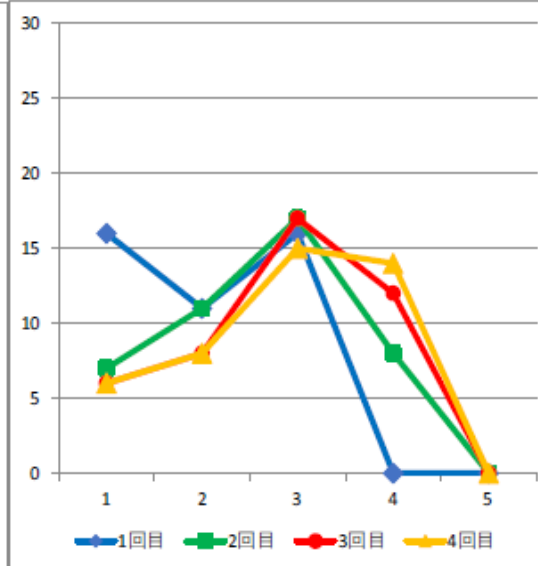
データ：4 回目まで評価済み、データ数=43 件

縦軸：件数 横軸：各評価項目に対する評価 (5 段階)

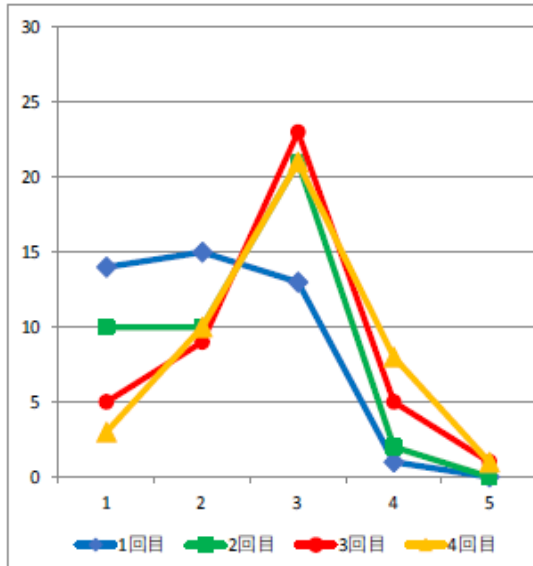
⑤本人が、家族の状況・状態を理解できている



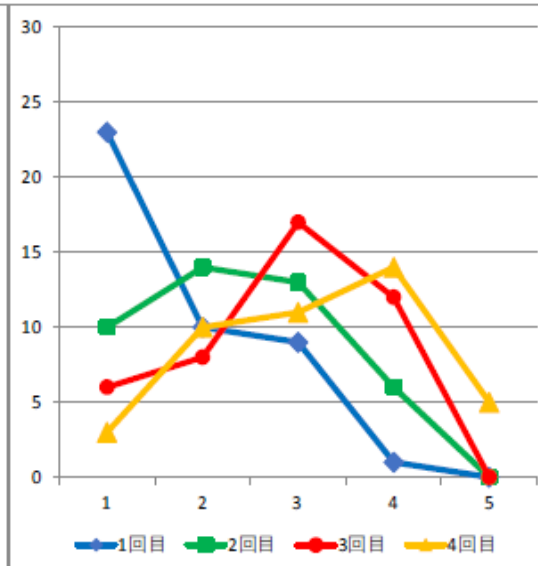
⑥家族以外の他者に対して自分の気持ち・感情を示すことができる



⑦自分の困りごとに向き合っている



⑧新しいことに挑戦している



○総合的・長期的視点に立った支援の実施

若者支援総合相談窓口（ひきこもり対策強化事業）【くらし支援課】

若者支援総合相談窓口におけるひきこもりに関する相談に対して、ひきこもり状態の脱却に向けて、家庭訪問や外出の同行支援に加え、週1回の居場所事業を実施しました。

共同作業（軽作業、地域活動、菜園づくり）、ゲーム、クラフト製作などを通して、自己理解、他者理解、対人関係構築などの社会的スキルの育成とともに、グループ内の相互交流を通して集団内での安心感や自己肯定感の醸成を促し、外出意欲の定着、更には次のステップの社会参加に導く場としてのプログラムを提供しました。また、集団参加への心理的距離が未だ遠い若者に向けて、個々の関心に合わせた手芸、パソコンなどの個別プログラムを提供し、外出から集団参加に至るまでの間の支援メニューを強化しています。

- ・新規利用者数 69 人
（内訳）
 - ・家庭訪問 延べ 18 人
 - ・同行支援 延べ 27 人
 - ・個別プログラム 延べ 81 人
 - ・集団プログラム 延べ 211 人

○豊中市支援会議を活用した支援内容の検討

○市教育委員会及び府教育庁との連携強化

子ども・若者支援協議会／若者支援総合相談窓口【くらし支援課】

義務教育を修了する生徒で、中学卒業後も支援を必要とするケース、児童福祉法による 18 歳に到達した後も支援が必要な若者に対して切れ目の無い支援を実施するため、若者支援総合相談窓口とこども相談課及び教育委員会児童生徒課と支援会議を実施しました。

- ・実施回数 2 回

施策の柱③ 子ども・若者を地域で支える仕組み・居場所づくりと社会参加の推進

<めざすべき姿>

地域の中に、困難を有する子ども・若者が安心して過ごすことができ、将来の夢を描くことができる取組みがある。

令和５年度（２０２３年度）の取組み状況

〇子ども・若者を対象とした学習支援や居場所づくりの推進

「子どもの居場所づくり」事業【（社福）豊中市社会福祉協議会】

各小学校区において、食事の提供などを通じて、子どもの孤食の予防と居場所づくりを行うことで、健やかな子どもの成長と地域のセーフティネットの体制づくりを行いました。

・参加数 ９校区 5,101 名

放課後・土日学習支援事業(マチ☆スタ)【中央公民館】

豊中市立全中学校及び義務教育学校の生徒を対象とし、学習理解状況に応じた個別最適な学びを充実させるため、放課後や土日曜などを活用しながら自宅学習を支援し、生徒一人ひとりの状況に応じた自宅学習を支援し、生徒の学力向上のため学力支援、学びの場を提供しました。

実施期間 ８月中旬から３月下旬まで

参加人数 17,780 人 実施回数 476 回

放課後等の児童の居場所づくり事業【学び育ち支援課】

親の就労の有無に関わらず、すべての子どもが放課後及び三季休業（春・夏・冬休み）期間に、安全で安心して豊かな時間を過ごすため、小学校の校庭に子どもの居場所となる活動場所を作り、子どもの自主的な遊びを通して子どもの育ちを支援しています。

すべての子どもの放課後の安心・安全な居場所であるとともに、自由遊びを通じて子どもたちの自主性や創造力、体力を育むことができる機会となっています。また、放課後こどもクラブの入会要件を満たさず入会できない児童、放課後こどもクラブを退会した児童が利用しているケースもあり、放課後こどもクラブを補完する場にもなることも期待できます。

・参加数 25 校(市内)

学習・生活支援事業【くらし支援課】

貧困の世代連鎖を防止するため、家庭環境等の課題により、将来の生き方に不安を感じている生活困窮世帯等の子ども・若者を対象に、多様な学びの場や体験の機会を提供し、働き方や将来の姿を具体的にイメージし、その実現に向かって歩むことができる力を習得できる場の提供を行いました。

- ・開催回数 学習支援 98 回
- ・生活支援・体験（居場所）98 回
- ・参加人数 延べ 309 人

ひとり親家庭学習支援教室【子育て給付課】

ひとり親家庭の中高生を対象とした学習支援教室を母子父子福祉センターで実施しました。民間委託事業者の講師（大学生など）が自習形式で指導するとともに、生徒からの様々な相談に応じています。

- ・開催回数 54 回（原則毎週土曜日、夏季・冬季の特別講習会）
- ・参加人数 延べ 571 人

子どもの居場所づくり事業【青少年交流文化館いぶき】

地域で子どもたちが遊び、憩い、学び、つながる場が必要とされているなかで、日曜日や長期休業中の地域における子どもたちの居場所づくりを行い、未来に生きる子どもたちを健やかに心豊かに育てていく場を創出・提供しています。

- ・参加人数 延べ 3,375 人

子どもサポート事業「子ども母語教室」、「学習支援・居場所づくり サンプレイス【人権政策課・（公財）とよなか国際交流協会（指定管理事業）】

「子ども母語教室」では、外国にルーツを持つ子どもたちが、母語や母文化に触れ、母語でコミュニケーションできるように支援し、子ども同士の仲間づくりを通じ子どもたちが安心して集まることができる居場所づくりやエンパワメントを行っています。

ここ数年は外国にルーツを持つ大学生・大学院生がボランティアとして活動の機会に携わることが多くなっており、ロールモデルとの出会いの場にもなっています。

- ・開催数 81 回
- ・参加者数 延べ 632 人（うち外国人 512 人）

＜「サンプレ・インテンシブ」の実施（8/17、8/20）＞

- ・参加者 20 人（うち外国人 15 人）

「若者支援事業」【人権政策課・(公財)とよなか国際交流協会（指定管理事業）】

外国にルーツを持つ若者世代(16歳以上 39歳以下)が、外国にルーツを持つ仲間（ピア）と出会い、相互に交流できる居場所づくり（料理やボードゲームなどの活動を通じた交流）や生活支援（進学や就労に向けた日本語の支援、高校進学のための相談・同行支援）の情報提供や大阪府教育庁への同行支援を行っています。

・若者のたまりば

開催回数 年 23 回(開催日 第 1 土曜日 13～15 時)

参加人数 延べ 146 人

イベント・行事の開催数：年 1 回

参加人数：延べ 7 人

・高校進学のための同行支援

実施回数 4 回

参加人数 延べ 4 人

こどもの学び・居場所事業【人権平和センター豊中】

小中高校生を対象に、誰もが安心して過ごせる居場所として自由に遊んだり勉強できる居場所の開設（月～土曜日及び春夏冬休み※祝日および年末年始除く）を提供し、小学3～6年生、中学生を対象に学習や体験活動・食事の提供を通して、人との関わり・つながりの中で、自分らしく生きる力を育む機会となっています。

実施回数：参加人数

①居場所の開設 実施回数：290 回 参加者数：延べ 6,311 人

②学習の支援（曜日固定分） 実施回数：91 回 参加者数：延べ 903 人

③食事の提供（経験の場） 実施回数：6 回 参加者：延べ 43 人

④体験活動 実施回数：12 回 参加者数：延べ 319 人

人間関係や仕事やしんどい女子のための気軽におしゃべりカフェタイム

【人権政策課・とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ（指定管理事業）】

生きづらさを感じている若年層の女性が気軽に集まり、フリートークや、手仕事（塗り絵など）を通して社会の規範やジェンダーステレオタイプに縛られずに交流できる居場所を提供することで、外出の動機づけになり自分の考えを安心して話すことでエンパワメントを図り、また、すてっぷの相談室につなげる窓口的な役割を担ったことでアドバイスや批判を受けることなく安心して話し過ごせる居場所として機能することができた。

実施回数 3 回

参加人数 14 人

こども多世代ふれあい事業【人権平和センター螢池】

小中高校生を対象に、誰もが安心して過ごせる居場所として自由に遊んだり勉強できたりできる居場所の開設（月～土曜日及び春夏冬休み※祝日および年末年始除く）を提供し、小学3～6年生、中学生を対象に学習や体験活動・食事の提供を通して、人との関わり・つながりの中で、自分らしく生きる力を育む機会となっています。

【参加人数・成果】

- ①居場所の開設 実施回数：288回 参加者数：延べ5,868人
- ②学習ができるたまり場 実施回数：117回 参加者数：延べ386人
- ③食事の提供（経験の場合） 実施回数：10回
- ④体験活動 実施回数：26回 参加者数：延べ452人
- ⑤多世代交流 実施回数：23回 参加者数：延べ604人

〇若者就労支援の推進と自身のキャリアや働き方について考える事ができる機会づくりの取り組み

就職活動を支援するための若者向け連続講座【くらし支援課】

就労の希望がありながら「職種・仕事のイメージが持ちづらい」「自分に合った仕事が見つからない」などの課題があり、就職活動がなかなか進まない若者向けに連続講座を実施しました。自己理解や職業理解を深めるとともに、就職活動に必要な基礎的知識やスキルを身に付ける座学のほか、企業説明会や見学会を実施し、興味をもった仕事や会社への応募に繋ぐことが出来ました。

- ・受講者数 12人
- ・採用決定者 6人



若者職業体験事業【くらし支援課】

学校等を出てから概ね 10 年以内の人で、就業経験がない、正社員として働いたことがない、離職した等で再チャレンジしたい若者の就職支援策として、市役所での仕事を臨時職員として体験することで職業観の育成を図りながら、ビジネススキル向上にかかる研修やキャリアカウンセリングをあわせて実施するなどキャリア形成支援を行いました。

- ・参加者人数 7 人

市営住宅を活用した居住支援事業【住宅課】

就労に向けて福祉的な支援が必要な人に、一定期間低廉な家賃の市営住宅を提供し、その間、くらし再建パーソナルサポートセンターが家計相談を含む生活支援や就労支援を行い、安定した収入を得て自立生活ができるよう支援しました。

- ・実施日 令和6年(2024 年)2月1日(木)より
- ・就労、定着支援及び転居支援 1 戸(入居中)

〇地域や社会福祉協議会等支援団体との連携強化

子ども宅食事業【(社福) 豊中市社会福祉協議会】

新型コロナウイルス感染症の影響で市内の子ども食堂などの開催が困難になり、子育て世帯の見守りがなかなかできない状況をきっかけに、CSW が相談を受けている世帯を対象に見守り宅食や寄付食品による支援を通じて情報提供や生活支援を行いました。

令和5年度(2023 年度)はさらに学校との連携もすすみ、対象世帯が増加しています。

- ・支援相談数 164 世帯 延べ配置世帯 947 回(1427 食)

子どもの居場所づくり推進事業補助金の交付【こども支援課】

「豊中のまち全体が子どもの居場所になる」まちづくりを推進するため、地域における子ども食堂や無料・低額の学習支援等の多様な子どもの居場所づくりを充実することを目的に、定期的な開催や、食材等の提供を通じて支援を必要とする子ども・家庭への見守り等を行う団体に対して補助をすることで、居場所の安定的な運営の支援を令和3年度(2021 年度)から引き続き実施しました。

- ・件数 31 団体
- ・参加人数 延べ 30,291 人
延べ 991 世帯

(お弁当等の配布を通じた見守り世帯)



エンパワメントスクール リスタートスクール事業

【(社福) 豊中市社会福祉協議会】

不登校で外に出ることが困難な状態の学齢期の若者を対象に、本人の好きなことを通じてエンパワメントしていくことを目的にモデル的に実施しました。また、支える側は引きこもり経験のある人が担うことで、支えられていた人も支えていく地域共生の推進をめざしています。

実施期間 令和5年(2023年)6月～令和6年(2024年)3月

実施回数 延べ78回（デジタルアニメ・壁面アート・プログラミングなど7種）

参加者数 延べ139名、サポーター参加者数 延べ87名

子どもの居場所・相談支援拠点事業の実施【こども支援課・人権政策課】

子どもの居場所ネットワーク事業におけるセーフティネットの仕組みづくりをさらに推進するため、支援型の子どもの居場所をいこっと home、人権平和センター豊中、人権平和センター蛍池の3か所で実施し、安心・自由に過ごせる居場所の提供、食事提供、文化・社会体験活動、個別相談対応、家庭訪問等の支援を行いました。また、支援対象児童等が抱える課題に応じて、市、学校、関係機関、他の居場所運営者等と連携しながら支援を行ったほか、子どもの居場所・相談支援拠点においては、子どもの居場所ネットワーク事業の事務局拠点として、民間居場所運営者・ボランティアの相談対応、会合・研修・寄付等の物資保管の場としても活用しました。今後は、改正児童福祉法の「児童育成支援拠点」と位置づけ、市内7圏域へ順次設置していくとともに、開催頻度などの条件を緩和した「豊中型認定居場所」を新設することで、支援型居場所を拡充していきます。また、はぐくみセンターが核となり、既存の地域の居場所も含めた重層的な相談支援ネットワークを構築することで、必要に応じて継続的・専門的支援に確実につなげる子どもの居場所の相談支援体制を構築していきます。

・支援対象児童等 延べ2,107人

様々な地域の居場所の取組み 【(社福) 豊中市社会福祉協議会】

豊中市社会福祉協議会による子ども食堂ネットワークにおいて、校区福祉委員会、民生委員・児童委員、主任児童委員等の地域団体による、小学校や放課後こどもクラブと連携した子ども食堂や朝ごはん会、学習支援等、様々な子どもの居場所の取組みを行っています。子ども食堂ネットワークに加盟する子ども食堂を対象とした交流会の実施や、くるくるパントリーを通じた食材支援、子ども・若者支援を目的に寄付された寄付金を配布し、子ども食堂マップの更新を行いました。

施策の柱④ 支援拠点の整備と多様な担い手の育成及び担い手の活躍の場づくり

<めざすべき姿>

困難を有する子ども・若者が安心して過ごすことができ、将来の夢を描くことを応援する拠点があり、それを支える人材がいる。

令和5年度（2023年度）の取組み状況

○若者支援総合相談窓口での居場所事業の実施

若者支援総合相談窓口（ひきこもり対策強化事業）【くらし支援課】【再掲】

若者支援総合相談窓口におけるひきこもりに関する相談に対して、ひきこもり状態の脱却に向けて、週1回の居場所事業を実施しました。

共同作業（軽作業、地域活動、菜園づくり）、ゲーム、クラフト製作などを通して、自己理解、他者理解、対人関係構築などの社会的スキルの育成とともに、グループ内の相互交流を通して集団内での安心感や自己肯定感の醸成を促し、外出意欲の定着、更には次のステップの社会参加に導く場としてのプログラムを提供しました。また、集団参加への心理的距離が未だ遠い若者に向けて、個々の関心に合わせた手芸、パソコンなどの個別プログラムを提供し、外出から集団参加に至るまでの間の支援メニューを強化しています。

- ・新規利用者数 69人
（内訳）
 - ・家庭訪問 延べ18人
 - ・同行支援 延べ27人
 - ・個別プログラム 延べ81人
 - ・集団プログラム 延べ211人

○青少年健全育成、不登校支援、若者支援との連携強化

創造活動と青少年団体との交流・連携プログラム

【青少年交流文化館いぶき、児童生徒課】

不登校の児童生徒を対象とした創造活動（児童生徒課所管）について日ごろ接点の少ない世代や地域の人々との交流によって様々な価値観に触れて違いを認め合う大切さを感じてもらふことなどを目的に、いぶきに関わる青少年団体連絡協議会のうち4団体が自主創造活

動にかかるプログラムの中で指導員として関わり、交流・連携する取り組みを実施しました。

- ・実施回数 30 回
- ・参加児童生徒 延べ 186 人

ほんのひろば等しごと体験活動【青少年交流文化館いぶき】

創造活動で過去に支援を受け、巣立っていった若者を対象に、社会的自立の一助とするため、ほんのひろばでの図書活動等に係る軽作業を通じ、継続的に就労体験を積む取り組みを実施しました。

- ・実施回数 42 回
- ・参加人数 延べ 133 人

創造活動（不登校支援）【児童生徒課】

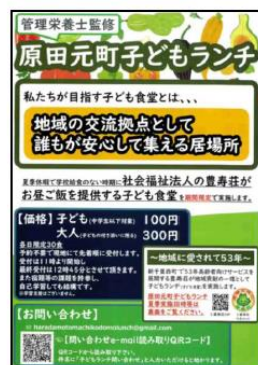
令和 5 年度(2023 年度)からの新たな取り組みとして、9 中学校及び 1 義務教育学校の校内教育支援センター（別室）に別室登校支援員（ステップルームスタッフ）を派遣し、230 人（実人数）を支援しました。

子どもの居場所ネットワーク事業【こども支援課】

＜個別団体の居場所づくり支援＞

新規立ち上げとして、障害者就労施設やお寺を拠点とした居場所づくりのほか、高齢者介護施設の取り組み等を支援しました。

また、既存団体の支援として、新しい活動に関する支援や食材提供、助成金情報の提供等を行うとともに継続的な運営に関する相談支援を実施しました。



＜居場所づくり人材バンクの運営＞

居場所の多様なニーズに対応するため、「いこっと」の人材バンク登録制度「いこっとサポーター」において、人材の募集と登録、居場所への派遣や運営者とサポーターのマッチング等を継続実施し、居場所利用者の保護者向け講演会、居場所での工作体験やワークショップ、演奏会等のイベントの実施を目的に、11 団体に計 23 回の人材派遣を行いました。

＜圏域ネットワークの構築＞

居場所運営者、学校関係者、地域活動関係者、関係機関等による圏域ネットワークの構築を目的に、居場所の活動状況の共有、地域の子どもに関する情報交換や、虐待、ネグレクトに関する支援への繋ぎをテーマにした交流会等を、全7圏域で実施しました。

＜市域ネットワークの構築＞

居場所運営者、学校関係者、関係機関等の課題共有等を目的に「こどもまんなか円卓会議」を2回実施し、新規で活動を開始した居場所の紹介のほか、活動に関わる課題や解決策・連携方法について、参加者のテーマ提示によるグループディスカッションを行いました。

＜居場所ボランティア講座の実施＞

子どもに関わりたい人が子どもの課題を知り、支援のスキルを学び、現場で活動始めるための3回連続講座を実施しました。先進的に活動している居場所運営者を講師に招き、居場所での子どもとの接し方についての講演を行ったほか、既存の居場所運営者によるブース出展を実施し、受講者が実際に活動している運営者の話を直接聞き、居場所の現状を学ぶ機会としました。



今後もこれらの取組みを総合的に進めていくことで、様々な課題を抱えた子どもの育ちを支えとともに、家庭への支援や多様な団体のつながりを創出していきます。

○支援人材の育成と活躍できる仕組みづくり

子ども食堂ネットワーク事業【(社福)豊中市社会福祉協議会】

子ども食堂や子どもの居場所づくりに取り組む団体同士のネットワークの組織化を目的に42団体が参加し、随時助成金や食材提供などの情報提供を行うとともに、年1回ネットワーク会議を開催しました。

- ・会議参加数 23団体

子どもの居場所ネットワーク【こども支援課】 ポータルサイト「いこっと」

「子どもの居場所について知りたい」「居場所の取組みをサポートしたい」方に向けて、市内の子ども食堂や無料・低額の学習支援など子どもの居場所 55 か所の情報を掲載したポータルサイト「いこっと」を随時更新しました。

「いこっと」を通じて、居場所情報の提供や運営者の想いを発信するほか、食材や場所の提供、ボランティア等で居場所を応援したい市民や企業と居場所運営者とのマッチングなどを行っています。



施策の柱⑤ 非行や薬物乱用等の防止と自立・立ち直りの支援

<めざすべき姿>

虐待やDV、犯罪被害、薬物乱用、インターネットやSNSを通じた被害、薬物やゲームなどへの依存等を防ぐための取組みがなされている。また、万一被害を受けた場合には、相談・支援機関による適切な支援や治療を受けることができる。

令和5年度（2023年度）の取組み状況

○他の相談・支援機関やネットワークとの連携

消費生活相談業務【くらし支援課】

契約や販売方法、品質などの消費者トラブルに対する苦情相談及び問合せに対する情報提供のなかで10歳代・20歳代の相談件数は308件で、商品・サービス分類別の相談では、エステティックサービスやマッチングアプリやオンラインゲームなどの割合が高い結果となっています。

小地域福祉ネットワーク活動【（社福）豊中市社会福祉協議会】

校区福祉委員会において見守りや声かけ活動を行うとともに、子育てサロン等の子育て支援事業の充実を図ります。

多機関協働推進事業における多機関連携会議【地域共生課】

課題が複雑化・複合化しているケースの対応では、多機関協働推進事業における多機関連携会議を活用し、課題解決に向け迅速に支援方針を決定しました。

・多機関連携会議 70回

実施回数 延べ78回（デジタルアニメ・壁面アート・プログラミングなど7種）

参加者数 延べ139名、サポーター参加者数 延べ87名

Ⅲ. 評価指標の実績について

指 標	平成 29 年度 (当初計画策定前)	令和 3 年度 (当初計画最終年)	令和 4 年度 (前年度)	令和 5 年度 (本年度)
出前講座等の参加者数（＊１）	16,892 人	16,375 人	18,047 人	15,876 人
若者支援相談窓口への相談 件数	83 件	123 件	102 件	124 件
本人（若者）に直接面談できた 割合（＊２）	51.8%	43.9%	59.8%	62.1%
他機関・支援ネットワークとの 連携数	—	47 ケース (延べ 52 機関)	48 ケース (延べ 72 機関)	64 ケース (延べ 100 機関)
義務教育終了後の若者を対象 とした学習支援の参加者数	—	11 人	7 人	4 人
就労支援を行った若者の人数 (＊３)	341 人	398 人	264 人	306 人
就職者数<追加指標>	—	154 人	156 人	145 人
豊中市市民意識調査において 「子どもや若者が地域の中で、 いきいきと活動できている」と 感じている市民の割合	36.8%	46.0%	—	44.2%

＊１ キャリア教育、健康教育、思春期教育、メンタルヘルス、消費者教育、防火・防災等に関する出前講座等の
子ども・若者の参加者数

＊２ 若者支援相談窓口への相談者のうち本人（若者）と直接面談できた割合

＊３ 「くらし支援課（34 歳未満の若年者）」及び「とよの若者サポートステーション」における支援人数（含む過
年度相談）

IV. 令和5年度の総括について

若者支援総合相談窓口の新規相談件数については、124件（前年度102件）と増加しました、相談内容の延べ数も昨年度より増加するなど課題の複合化がすすんでおり、関係機関との連携数も増加しています。当人のみならず家族全体が課題に直面し、若者支援総合相談窓口ではなく生活困窮者自立相談支援窓口で相談を受け支援しているケースもあります。課題の複合化・困難化は対応が長期化するケースも多いため、保健所、福祉部局、こども部局など関係支援機関との連携を強化しながら、中長期の視点にたった支援全般のコーディネート機能の充実に取り組みました。

また、本人が来談できないケースが多いため、訪問支援や居場所事業を実施しており、本人に会えた件数は前年度の61人から77人に、割合は59.8%から62.1%に増加しました。

居場所事業（集団）には延べ211人が参加しました。集団プログラム参加への心理的距離が未だ遠い若者に対しては、個々の関心に合わせた手芸、パソコンなどの個別居場所プログラムを提供するなど延べ81人が参加しました。

そのほか、中学・高校生世代を対象とした学習支援や居場所事業、生きづらさを有する当事者活動団体と連携した交流の場づくりなど、地域における若者の居場所の充実や就労をはじめとした社会参加の場の創出に取り組みました。また、近年中学校の不登校が増加していることをふまえ、進路未決定のまま中学校を卒業したり、高校を中退した高校生世代が、不登校からひきこもり状態に陥る事を防止する取り組みについての事業者募集を行いました。

今後も引き続き、子ども・若者の健やかな成長と自立に向けて、若者、地域、当事者団体、事業者、関係支援機関との連携を深め、相談支援体制の充実だけではなく、子ども・若者を地域全体で支える仕組みづくりに取り組みます。

**豊中市若者自立支援計画
令和 5 年度（2023 年度）事業報告書**

令和 7 年（2025 年）1 月

豊中市 市民協働部 くらし支援課 若者支援担当

〒560-0022 豊中市北桜塚 2 丁目 2 番 1 号

TEL: 06-6858-6870 FAX: 06-6858-5095